

# ○市議会議員共済会定款

変更

昭和四〇年	七月一〇日自治許第四一三号	昭和六二年	二月二〇日自治許第九一七号
昭和四一年一〇月	一日自治許第三七五号	平成 元年	二月二八日自治許第一〇二二号
昭和四四年	七月二八日自治許第四三一号	平成 六年	一月一八日自治許第九三五号
昭和四七年	三月二九日自治許第二二八号	平成 七年	三月二日自治許第三三三三号
昭和四八年	三月一七日自治許第一一〇号	平成 七年	六月二九日自治許第四四四号
昭和四八年	六月一日自治許第四八五号	平成 二二年一〇月	三月三〇日自治許第九二〇号
昭和四九年	七月九日自治許第五七五号	平成 一三年	三月五日総行福第一二二二号
昭和四九年	八月三〇日自治許第五七三三三号	平成 一五年	二月二二日総行福第一二二二二号
昭和五〇年	二月二六日自治許第五〇号	平成 一八年	三月三日総行福第一六四四号
昭和五一年	二月二七日自治許第五四号	平成 一九年	二月二八日総行福第一六九七号
昭和五一年	六月九日自治許第五五三三三号	平成 二〇年	九月一日総行福第三五七五号
昭和五二年	六月七日自治許第六五三三三号	平成 一三年	五月三二日総行福第二〇九九号
昭和五三年	五月三一日自治許第六二二二二号	平成 一八年	三月二四日総行福第一五四四号
昭和五三年	九月八日自治許第六六二二二号		
昭和五三年	一月二八日自治許第七〇五五号		
昭和五五年	二月六日自治許第八二四四号		
昭和五六年	二月一九日自治許第三〇三〇号		
昭和五七年	一月一三日自治許第二二九九号		
昭和六一年	三月二二日自治許第一二二三三三号		

認可

施行

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
  - 第二章 代議員会（第四条—第十三条）
  - 第三章 役員及び職員（第十四条—第十九条）
  - 第四章 会員（第二十条）
  - 第五章 給付（第二十一条—第三十五条）
  - 第六章 負担金（第三十六条）
  - 第七章 審査会（第三十七条—第四十一条）
  - 第八章 財務（第四十二条—第四十四条）
  - 第九章 監査（第四十五条—第四十六条）
  - 第十章 雑則（第四十七条）
- 附則

## 第一章 総則

## （設立の根拠及び名称）

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。）附則第二十三条第一項の規定に基づいて存続する市議会議員共済会（以下「共済会」という。）という。

（昭四〇自治許四一三・平二三総行福二〇九・一部変更）

〔関係法令〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するも

のとされた旧法一五一①②③（地方議会議員共済会）・一五三

（登記）、独立行政法人等登記令一（適用範囲）・二（設立の登

記）

## （目的及び事業）

第二条 共済会は、市（特別区を含む。以下同じ。）の議

会議員（以下「議員」という。）の退職、公務傷病又は死亡に関して廃止法の施行日前に給付事由の生じた旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに廃止法の施行日以後に給付事由の生じた特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金（以下「共済給付金」という。）を給することを目的とし、廃止法附則第二十三条第一項各号に掲げる事業を

行う。

（昭四〇自治許四一三・平二三総行福二〇九・一部変更）

〔関係規則〕 規則二（旧退職年金、特例退職年金、旧退職一時金、特例退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金の決定の請求）・四（退職年金又は公務傷病年金の改定請求）・五（再審査の請求）・六（旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求）・七（遺族年金の転給の請求）・一二（共済給付金の決定）

〔関係法令〕 廃止法附二三（存続共済会）、なお効力を有するも

のとされた旧法一五一①（定款）、廃止法附二（旧退職年金に

関する経過措置）・三（旧退職年金の減額）・四（高額所得によ

る旧退職年金の支給停止）・五（旧退職一時金に関する経過措

置）・六（旧退職一時金の加算の特例）・七（代替退職一時金）

八（旧公務傷病年金に関する経過措置）・九（旧遺族年金に関

する経過措置）・十（旧遺族一時金に関する経過措置）・一一

（旧遺族一時金の加算の特例）・一二（特例退職年金）・一三（在

職期間の計算）・一四（特例退職一時金）・一五（特例退職一時

金の加算の特例）・一六（支給の調整）・一七（特例公務傷病年

金）・一八（特例遺族年金）・一九（特例遺族一時金）・二〇（特

例遺族一時金の加算の特例）・二一（年金額の改定）・二二（国

税徴収法の適用に関する経過措置）

## （事務所の所在地）

第三条 共済会の事務所は、東京都千代田区平河町二丁目四番一号に置く。

(昭四一自治許三七五・昭四七自治許二二八・昭五三自治許六六二・昭五六自治許三〇・昭五七自治許二一九・一部変更)

(関係法令) なお効力を有するものとされた旧法一五二③(地方議会議員共済会)・一五二①(定款)・一五三(登記)、独立行政法人等登記令二(設立の登記)

## 第二章 代議員会 (代議員)

第四条 代議員会は、都道府県の区域の市の数を基礎として定めた別表による数に相当する数の代議員をもつて組織する。

2 代議員は、市の議会の議長のある者において別表に定めた区分に従い選挙するものとする。

3 市の議会の議長である代議員が当該議長の職を離れたときは、代議員の職を失う。

(平二三総行福二〇九・一部変更)

(関係法令) なお効力を有するものとされた旧法一五二①(定款)・一五五(代議員会)

## (代議員会の議決事項)

第五条 廃止法附則第二十三条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた廃止法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「なお効力を有するもの」とされた旧法」という。)第百五十五条第二項第二号に規定する定款で定める重要な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 重要な不動産の取得又は処分に関する事項

二 繰越不足金の補てんに関する事項

三 翌事業年度にわたる債務の負担行為

2 会長は、代議員会が成立しないとき、又は会長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 会長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(昭四〇自治許四一三・追加、平二三総行福二〇九・一部変更)

(関係法令) なお効力を有するものとされた旧法一五二①(定款)・一五五(代議員会)

## (議長)

第六条 代議員会に議長を置き、会長の職にある者をもつて充てる。

2 議長は、代議員会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長又はなお効力を有するものとされた旧法第百五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し、若しくは代行する理事がその職を代理する。

（平二三総行福二〇九・一部変更）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五六①②③

④（役員）

（招集及び会期）

第七条 代議員会は、その必要があるときに、会長が招集する。

2 代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して代議員会の招集を請求したときは、会長は、前項の規定にかかわらず代議員会を招集しなければならない。

3 会長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、代議員に対して開会の日から少なくとも十日前に招集状を発しなければならない。

4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。

5 代議員会の会期は、議長が定める。

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五五（代議

員会）

（定足数）

第八条 代議員会は、代議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた代議員がなお定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた代議員が定数の半数に達しても出席代議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した代議員が定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

（平二三総行福二〇九・一部変更）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五五（代議

員会）

（表決）

第九条 代議員会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議決に加わるこ

とができない。  
2 定款の変更の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数で決する。

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五五（代議

員会)

#### (代理)

**第十条** 代議員は、病気その他やむを得ない事由により代議員会の会議に出席することができないときは、当該都道府県の市の議会の議長である他の会員を代理人として、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、代理人が招集に応じ又は会議に出席したときは、前二条及び第十二条の適用については、当該代議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である会員は、その旨を証する書面を代議員会の開会前に議長に提出しなければならない。

(平二三総行福二〇九一部変更)

(関係法令)

なお効力を有するものとされた旧法一五五(代議

員会)

#### (会議規則)

**第十一条** 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(関係法令)

なお効力を有するものとされた旧法一五五(代議

員会)

#### (会議録)

**第十二条** 議長は、会議録を調製し、次の事項を記載しな

ければならない。

一 開会の日時及び場所

二 代議員の定数

三 出席代議員の氏名並びに出席代議員のうち議決権又は選挙権を委任した代議員の氏名及び委任を受けた者の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

(関係法令)

なお効力を有するものとされた旧法一五五(代議

員会)

#### (代議員会の傍聴)

**第十三条** 会員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(関係法令)

なお効力を有するものとされた旧法一五五(代議

員会)

### 第三章 役員及び職員

#### （理事及び監事の定数）

第十四条 理事及び監事の定数は、それぞれ十人及び二人とする。

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五二①（定

款）・一五五（代議員会）・一五六①（役員）

#### （役員を選任）

第十五条 会長は、全国市議会議長の会長の職にある者をもつて充てる。

2 副会長及び理事（次項に規定する理事を除く。）は、会員から、代議員会において選任する。

3 理事のうち一人は、全国市議会議長の事務総長の職にある者をもつて充てる。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

（昭四八自治許四八五・平二三総行福二〇九・一部変更）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五二①（定

款）・一五五（代議員会）・一五六①（役員）

#### （役員任期）

第十六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長が全国市議会議長の職を離れたとき又は

前条第三項に規定する理事が全国市議会議長の事務総長の職を離れたときは会長又は理事の職を失う。

3 副会長、理事又は監事（代議員のうちから選任されたもの）が市の議会の議長の職を離れたときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまでの間、その職を行う。

（昭四八自治許四八五・平二三総行福二〇九・一部変更）

#### （役員報酬）

第十七条 役員（次項に規定する監事を除く。）には、報酬を支給しない。

2 学識経験を有する者の中から選任された監事には報酬を支給する。

3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

#### （事務局及び職員）

第十八条 共済会に事務局を置き事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員に関し必要な事項は会長が定める。

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五一③（地

方議会議員共済会）・一五二①（定款）

#### （秘密保持義務）

第十九条 共済会の役員若しくは共済会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(平二三総行福二〇九・追加)

(関係法令) 廃止法附二四(秘密保持義務)

#### 第四章 会員

#### (会員の資格の得喪)

第二十条 市の議会の議長となつた者は、市の議会の議長に就任した日から会員の資格を取得する。

2 会員は、死亡したとき、又は市の議会の議長の職を離れたときは、その翌日から会員の資格を失う。

(平二三総行福二〇九・一部変更・旧第十九条繰下)

(関係規則) 二二(会員の資格の得喪の報告)

(関係法令) なお効力を有するものとされた旧法一五一①(地方議会議員共済会)

#### 第五章 給付

#### (給付の決定)

第二十一条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(平二三総行福二〇九・旧第二〇条繰下)

(関係規則) 規則二(旧退職年金、特例退職年金、旧退職一時

金、特例退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金の決定の請求)・三(障害による退職年金の停止の解除の請求)・四(退職年金又は公務傷病年金の改定請求)・五(再審査の請求)・六(旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求)・七(遺族年金の転給の請求)・八(遺族年金証書の書換の請求)・九(支払未済の給付請求)・一二(共済給付金の決定)・一二の二(年金である共済給付金の改定)

(関係法令) なお効力を有するものとされた旧法一五六②(役員)、廃止法附二(旧退職年金に関する経過措置)・三(旧退職年金の減額)・四(高額所得による旧退職年金の支給停止)・五(旧退職一時金に関する経過措置)・六(旧退職一時金の加算の特例)・七(代替退職一時金)・八(旧公務傷病年金に関する経過措置)・九(旧遺族年金に関する経過措置)・十(旧遺族一時金に関する経過措置)・一一(旧遺族一時金の加算の特例)・一二(特例退職年金)・一三(在職期間の計算)・一四(特例退職一時金)・一五(特例退職一時金の加算の特例)・一六(支給の調整)・一七(特例公務傷病年金)・一八(特例遺族年金)・一九(特例遺族一時金)・二〇(特例遺族一時金の加算の特例)・二一(年金額の改定)・二二(国税徴収法の適用に関する経過措置)

#### (平均標準報酬年額の算定方法)

第二二条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における標準報酬月額額の総額を十二で除して得た額とする。

2 在職期間十二年未満の者で旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における標準報酬月額額の総額を、当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を、前項の平均標準報酬年額とみなす。

3 前二項に規定する標準報酬月額額は、議員の議員報酬月額（年額をもつて定められている場合には、その額を十二で除した額に相当する金額）に基づき、次の区分によつて定める。この場合において、一の市の議会の議員については、その議員報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該市の議会の議員の議員報酬の額とする。

（平成十八年四月一日適用）

標準報酬月額	議員報酬月額
一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
	一七五、〇〇〇円以上

一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	〃	一九五、〇〇〇円
二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円	〃	二〇五、〇〇〇円
二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円	〃	二一五、〇〇〇円
二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円	〃	二二五、〇〇〇円
二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円	〃	二三五、〇〇〇円
二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円	〃	二四五、〇〇〇円
二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円	〃	二五五、〇〇〇円
二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円	〃	二六五、〇〇〇円
二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円	〃	二七五、〇〇〇円
二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円	〃	二八五、〇〇〇円
二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	〃	二九五、〇〇〇円
三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円	〃	三〇五、〇〇〇円
三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円	〃	三一五、〇〇〇円
三二〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円	〃	三二五、〇〇〇円
三三〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円	〃	三三五、〇〇〇円
三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円	〃	三四五、〇〇〇円
三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円	〃	三五五、〇〇〇円
三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円	〃	三六五、〇〇〇円
三七〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円	〃	三七五、〇〇〇円
三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	〃	三八五、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円	〃	三九五、〇〇〇円
四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円	〃	四〇五、〇〇〇円



四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円	〃	四一五、〇〇〇円	〃
四二〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円	〃	四二五、〇〇〇円	〃
四三〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円	〃	四三五、〇〇〇円	〃
四四〇、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円	〃	四四五、〇〇〇円	〃
四五〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円	〃	四五五、〇〇〇円	〃
四六〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円	〃	四六五、〇〇〇円	〃
四七〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円	〃	四七五、〇〇〇円	〃
四八〇、〇〇〇円	四七五、〇〇〇円	〃	四八五、〇〇〇円	〃
四九〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円	〃	四九五、〇〇〇円	〃
五〇〇、〇〇〇円	四九五、〇〇〇円	〃	五〇五、〇〇〇円	〃
五一〇、〇〇〇円	五〇五、〇〇〇円	〃	五一五、〇〇〇円	〃
五二〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円	〃	五二五、〇〇〇円	〃
五三〇、〇〇〇円	五二五、〇〇〇円	〃	五三五、〇〇〇円	〃
五四〇、〇〇〇円	五三五、〇〇〇円	〃	五四五、〇〇〇円	〃
五五〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円	〃	五五五、〇〇〇円	〃
五六〇、〇〇〇円	五五五、〇〇〇円	〃	五六五、〇〇〇円	〃
五七〇、〇〇〇円	五六五、〇〇〇円	〃	五七五、〇〇〇円	〃
五八〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円	〃	五八五、〇〇〇円	〃
五九〇、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	〃	五九五、〇〇〇円	〃
六〇〇、〇〇〇円	五九五、〇〇〇円	〃	六〇五、〇〇〇円	〃
六一〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円	〃	六一五、〇〇〇円	〃
六二〇、〇〇〇円	六一五、〇〇〇円	〃	〃	〃

4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

（昭四〇自治許四一三・昭四四自治許四三二・一部変更、昭四七自治許二二八・一部変更・第二項追加・旧第三項繰下、昭四八自治許一一〇・昭四九自治許五五七・昭四九自治許五七三・昭五〇自治許五〇・昭五一自治許五四・昭五一自治許五五三・昭五二自治許六五三・昭五三自治許六二二・昭五三自治許七〇五・昭五五自治許八二四・昭五七自治許一一一九・昭六一自治許一一三・平元自治許一〇一一・平六自治許九三五・平一二自治許九二〇・平一五総行福三二・平一八総行福六四・平二〇総行福三五七・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第二一条繰下）

〔関係規則〕 規則二二六（標準報酬月額の変更の報告）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一六七①②（地方公共団体の負担金）

（年金である共済給付金の支給期間及び支給期月）

第二十三条 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

（昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・旧第二二条線下）

〔関係規則〕 規則一四（共済給付金の支払方法）・一四の二（共済給付金の支払日）・一五（共済給付金の支払方法）・一六（再就職の届出）・一八（受給権消滅等の届出）・一九（生存の確認等）・一九の二（受給権者の現況の届出）・二〇（所得の届出）・二二（給付制限の届出）

（年金である共済給付金を受ける権利の消滅等）

第二十四条 旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

2 旧遺族年金又は特例遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき、又は三親等内

の親族以外の者の養子となつたとき  
三 死亡した議員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき

四 子又は孫（重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき

五 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、旧遺族年金又は特例遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき

（昭四〇自治許四一三・昭五七自治許一一一九・平七自治許一三三・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第二三条線下）

〔関係規則〕 規則七（遺族年金の転給の請求）・八（遺族年金証書の書換の請求）・一八（受給権消滅等の届出）・一九（生存の確認等）・一九の二（受給権者の現況の届出）

（退職の定義）

第二十五条 この章において「退職」とは、議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき
- 二 議員の任期が満了したとき
- 三 市の議会の解散により議員の任期が終了したとき
- 四 市の議会の議決により除名されたとき

五 当選無効の判決が確定したとき又はその者に係る選

挙無効の判決が確定したとき

六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失つたとき

(昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・旧

第二四条繰下)

〔関係規則〕 規則二四(市議会議員退職者の報告)

〔関係法令〕 旧法一五九の二(退職の取扱いに関する特例)

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十六条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、議員又は議員であつた者の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに子、父母、孫及び祖父母で議員又は議員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて、まだ配偶者がいない者又は議員若しくは議員であつた者の死亡の当時から引続き重度障害の状態で生活資料を得るのみがなない者に限るものとし、議員又は議員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時、主として、その収入によ

つて生計を維持していたものとみなす。

(昭四〇自治許四一三・昭五七自治許一一九・平七自治許三三三・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第二五条繰下)

〔関係規則〕 規則六(旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求)・七(遺族年金の転給の請求)・八(遺族年金証書の書換の請求)・九(支払未済の給付請求)

(共済給付金を受けるべき遺族の順位)

第二十七条 議員又は議員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができるときは、その先順位者又は同順位者となることができるときは、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第二六条繰下)

〔関係規則〕 規則六（旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求）・七（遺族年金の転給の請求）・八（遺族年金証書の書換の請求）・九（支払未済の給付請求）

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第二十八条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して行ふ。

（昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第二七条繰下）

〔関係規則〕 規則六（旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求）・九（支払未済の給付請求）

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十九条 旧遺族年金、旧遺族一時金、特例遺族年金及び特例遺族一時金（以下「遺族に係る給付金」という。）以外の共済給付金を受ける権利を有する議員又は議員であつた者が死亡した場合においてその者が受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十六条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

2 遺族に係る給付金を受ける権利を有する議員であつた者の遺族が死亡した場合において、当該遺族が受けることができた遺族に係る給付金で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十六条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該議員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

3 前二項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・第三項追加・旧第二八条繰下）

〔関係規則〕 規則九（支払未済の給付請求）

第三十条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者がまだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の

支給を受けることができる。

(昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・旧第二九条線下)

(関係規則) 規則九(支払未済の給付請求)

(在職期間)

第三十一条 共済給付金の基礎となる議員の在職期間は、その就職した日の属する月(一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月)から起算し、退職又は死亡した日の属する月(廃止法の施行日以後に退職又は死亡した場合にあつては、平成二十三年五月)をもつて終わる。

2 廃止法の規定によりなお従前の例によることとされた旧法(以下「なお従前の例によることとされた旧法」という。)第五百五十九条の規定により議員の在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

(昭四〇自治許四一三・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第三〇条線下)

(関係規則) 規則一六(再就職の届出)・二三(市議会議員就職者の報告)・二四(市議会議員退職者の報告)・二七(市町村の

廃置分合等に伴う報告)

(関係法令) 廃止法附一三(在職期間の計算)、旧法一五九①②

③(在職期間の合算)・一五九の二①(退職の取扱いに関する

特例)

(旧退職年金及び特例退職年金の改定)

第三十二条 旧退職年金を受ける者が、議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が、改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

2 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受ける旧退職年金又は特例退職年金を旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金に改定する。

(平二三総行福二〇九・一部変更・旧第三一条線下)

(関係規則) 規則四(退職年金又は公務傷病年金の改定請求)・

一六(再就職の届出)

(関係法令) 旧法一六五(退職年金等の改定)

(旧公務傷病年金及び特例公務傷病年金の改定等)

第三十三条 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受け  
る者が、次の各号の一に該当するときは、前後の在職期

間を合算し又は前後の重度障害を併合した重度障害の程度により、その年金を改定する。

一 議員として再就職して退職したとき

二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき

三 重度障害の程度が減退したとき

2 前項第一号の規定により改定を行う場合において改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を給される者が、なお従前の例によることとされた旧法第六十二条第五項又は第六項に規定する期間を経過した後その旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を給されなくなつたときは、その旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金をその者の在職期間に應ずる旧退職年金又は特例退職年金に改定する。

（昭五七自治許一一一九二部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第三三条繰下）

〔関係規則〕 規則四（退職年金又は公務傷病年金の改定請求）

〔関係法令〕 旧法一六五（退職年金等の改定）

（共済給付金受給者の書類の提出等）

第三十四条 共済会は、共済給付金の支給に関し必要な範

囲内において、その支給を受ける者に対して、収入の状況、身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、共済給付金の支払を差し止めることができる。

（昭四〇自治許四一三・昭五七自治許一一一九・平一五総行福二二・一部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第三三条繰下）

〔関係規則〕 規則四（退職年金又は公務傷病年金の改定請求）

一七（異動の届出）・一九の二（受給権者の現況の届出）、二〇

（所得の届出）

〔関係法令〕 廃止法附二六（年金受給者の書類の提出等）

（資料の提供）

第三十五条 共済会は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

（平二三総行福二〇九・追加）

〔関係法令〕 廃止法附二七（資料の提供）

## 第六章 負担金

(平七総行福四四四・平二三総行福二〇九・二部変更)

### (負担金)

## 第三十六条 市は、なお効力を有するものとされた旧法第

百六十七条第一項の規定により市が負担すべき負担金を地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第五十二号。以下「改正省令」という。)附則第二条の規定の定めるところにより共済会に払い込まなければならない。

(昭四七自治許三二八・追加、平一五総行福二二・一部変更、平二三総行福二〇九・二部変更・旧第三五条の二繰下)

〔関係規則〕 規則一(負担金の納付)

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一六七①②(地方公共団体の負担金)

## 第七章 審査会

### (審査会)

## 第三十七条 共済給付金の決定に関する異議を審査し、及

びなお従前の例によることとされた旧法第百六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

2 審査会は、委員六人をもつて組織する。

3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それ

ぞれ三人とし、会長が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員を代表する委員には、報酬を支給しないものとする。

6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

7 前項に規定する委員にはその職務を行うために要する旅費を支給することができる。

(昭四〇自治許四一三・昭五七自治許一一九・平七自治許四四四・二部変更、平二三総行福二〇九・一部変更・旧第三六条繰下)

〔関係規則〕

規則五(再審査の請求)

第三十八条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(平二三総行福二〇九・旧第三七条繰下)

第三十九条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少なくとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

（平二三総行福二〇九・旧第三八条繰下）

#### （審査）

**第四十条** 共済給付金の決定に関し異議のある者又はなお従前の例によることとされた旧法第六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定があつたことを知つた日から三箇月以内又はなお従前の例によることとされた旧法第六十二条第五項の規定による旧公務傷病年金若しくは特例公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに、規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは、意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。

4 関係人は、委員長の許可を得て審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で共済会及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

（平二三総行福二〇九・一部変更、平二八総行福五四・一部変更）

#### 更）

〔関係規則〕 規則五（再審査の請求）

〔関係法令〕 旧法一六二⑤⑥（公務傷病年金）

#### （審査会に関する事項の規則への委任）

**第四十一条** 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（平二三総行福二〇九・旧第四〇条繰下）

#### 第八章 財務

#### （事業計画及び決算）

**第四十二条** 会長は、毎事業年度、事業計画書を作成し、年度開始前に、代議員会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて、事業年度終了後二箇月以内に代議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

（平二三総行福二〇九・旧第四一条繰下）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五五②（代



議員会）・一五六の二（事業年度）・一五六の三（事業計画及び  
予算）・一五六の四（決算）

#### （資金の運用）

**第四十三条** 業務上の余裕金の運用について、改正省令附  
則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するもの  
とされた改正省令による改正前の地方公務員等共済組合  
法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第十四条  
第三項の規定により総務大臣の承認を受けようとするど  
きは、あらかじめ代議員会の議決を経なければならな  
い。

（昭四〇自治許四一三・昭四七自治許二二八・平一三総行福  
二二・二部変更、平一三総行福二〇九・一部変更・旧第四条

繰下）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五五②（代  
議員会）・一五七（余裕金の運用）

#### （債権の放棄等の制限）

**第四十四条** 共済会は、債権を行使するため、必要とする  
費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が  
明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理  
由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又  
はその効力を変更することができる。

（平一三総行福二〇九・旧第四三条繰下）

市議会議員共済会定款（第四三条―第四六条）

## 第九章 監査

### （監査）

**第四十五条** 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、  
及び必要と認めた場合は、臨時に共済会の業務を監査し  
なければならない。

2 監査は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会  
の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳  
簿等について、共済会の業務が法令及び定款の規定に基  
づいて適正に行われているかどうかを検査するものとな  
る。

（昭四〇自治許四一三・一部変更、平一三総行福二〇九・一部  
変更・旧第四四條繰下）

### （監査報告書）

**第四十六条** 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、  
次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを  
会長及び代議員会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

（平一三総行福二〇九・旧第四五條繰下）

〔関係法令〕 なお効力を有するものとされた旧法一五五②（代

議員会）・一五六の四（決算）

## 第十章 雑則

### （規則への委任）

第四十七条 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権の存否の調査並びにこの定款の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

（平二三総行福二〇九・旧第四六条繰下）

〔関係規則〕 規則一（負担金の納付）・二（旧退職年金、特例退職年金、旧退職一時金、特例退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金の決定の請求）・三（障害による退職年金の停止の解除の請求）・四（退職年金又は公務傷病年金の改定請求）・五（再審査の請求）・六（旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求）・七（遺族年金の転給の請求）・八（遺族年金証書の書換の請求）・九（支払未済の給付請求）・一〇（添付書類の省略）・一一（年金証書等を添えることができない場合の請求）・一二（共済給付金の決定）・一三の二（年金である共済給付金の改定）・一四（年金証書の再交付）・一五（共済給付金の支払方法）・一六（再就職の届出）・一七（異動の届出）・一八（受給権消滅

等の届出）・一九（生存の確認等）・二〇の二（受給権者の現況の届出）・二〇（所得の届出）・二一（給付制限の届出）・二二（会員の資格の得喪の報告）・二三（市議會議員就職者の報告）・二四（市議會議員退職者の報告）・二五（市議會議員数の報告）・二六（標準報酬月額の変更の報告）・二七（市町村の廃置分合等に伴う報告）

## 附則

### （施行期日）

1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

### （役員任期に関する経過措置）

2 法附則第十条第三項の規定により共済会の役員となつた者の任期は、第十六条第一項にかかわらず昭和三十八年六月三十日までとする。

附則（昭和四〇年七月一〇日自治許第四一三号）

この定款の変更は、自治大臣の認可のあつた日から施行し、昭和四十年六月一日から適用する。

附則（昭和四一年一月一日自治許第三七五号）

この定款の変更は、自治大臣の認可のあつた日から施行し、昭和四十一年十月一日から適用する。

附則（昭和四四年七月二八日自治許第四三一号）

この定款の変更は、自治大臣の認可のあつた日の属する月の翌月の初日から施行する。

附 則 （昭和四十七年三月二十九日自治許第二三八号）  
この定款の変更は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十八年三月一七日自治許第一一〇号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十八年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四十八年六月一日自治許第四八五号）

この定款の変更は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附 則 （昭和四十九年七月九日自治許第五五七号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十九年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月

分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四十九年八月三〇日自治許第五七三号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和四十九年九月一日より適用する。

（掛金の経過措置）

2 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和四十九年九月分以後の掛金について適用し、同年八月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（掛金の額の暫定措置）

3 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和五十年三月三十一日まで適用するものとする。

附 則 （昭和五〇年二月二六日自治許第五〇号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和五十年四月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十一年二月二七日自治許第五四号）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十一年六月九日自治許第五五三号）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和五十一年七月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の標準報酬月額について適用し、同年六月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十二年六月七日自治許第六五三号）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、昭和五十二年四月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十二年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十三年五月三一日自治許第六二三号）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十三年九月八日自治許第六六二号）

（施行期日）

- この定款の変更は、昭和五十三年九月十一日から施行する。

附 則 （昭和五十三年一月二八日自治許第七〇五号）

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の掛金について適用し、同年十一月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年二月六日自治許第八二四号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十六年一月分以後の掛金の標準となる報酬について適用し、昭和五十五年十二月分以前の掛金の標準となる報酬については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年二月一九日自治許第三〇号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十六年一月二十五日から適用する。

附 則 (昭和五七年二月一三日自治許第一一九号)

- 1 この定款は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十八年一月分以後の標準報酬月額について適用し、昭和五十七年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二三日自治許第一二三号)

- 1 この定款の変更は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年二月二〇日自治許第九一号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**（掛金に関する経過措置）**

- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和六十二年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二十八日自治許第一〇二二号）

**（施行期日）**

- 1 この定款の変更は、平成二年一月一日から施行する。

**（標準報酬月額に関する経過措置）**

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成二年一月分以後の標準報酬月額について適用し、平成元年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（平成六年一月一八日自治許第九三五号）

**（施行期日）**

- 1 この定款の変更は、平成六年十二月一日から施行する。

**（標準報酬月額に関する経過措置）**

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成六年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成六年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月二日自治許第三三三号）

**（施行期日）**

- 1 この定款の変更は、平成七年四月一日から施行する。

**（掛金に関する経過措置）**

- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附則（平成七年六月二十九日自治許第四四四号）

**（施行期日）**

- 1 この定款の変更は、平成七年六月二十九日から施行する。

- 2 議員（議員であつた者を含む。以下同じ。）の報酬の支給機関は、この定款の変更前に支給された期末手当から控除して払い込まれなかつた特別掛金の金額があるときは、平成七年七月に報酬を支給する際、当該議員の報酬から当該金額に相当する金額を控除し、当該控除した金額を当該議員に代わつて共済会に払い込むものとする。

- 3 議員は、平成七年七月に報酬の全部又は一部の支給を受けないことにより、前項の規定による特別掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われなるときは、その払い込まれるべき特別掛金に相当する金額を平成七年八月末日までに共済会に払い込まなければな

らない。

附 則 (平成十二年一〇月三〇日自治許第九二〇号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成十二年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成十二年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成十二年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年三月五日総行福第二二二号)

この定款の変更は、平成十三年二月十六日から施行し、同年一月六日から適用する。

附 則 (平成一五年二月二日総行福第三二二号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成十五年四月一日から施行する。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付事由が生じた年金である共済給付金について適用し、平成十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金である共済給付金については、なお従前

の例による。ただし、平成十四年四月以後の議員であった期間が十二年に満たない場合における平均標準報酬年額は、当該在職期間(平成十四年四月以後の期間に限る。以下同じ。)における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

(掛金に関する経過措置)

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成十五年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(特別掛金に関する経過措置)

- 4 変更後の定款第三十四条の二第二項の規定は、平成十七年四月以後の特別掛金について適用し、平成十五年四月から平成十七年三月までの間の特別掛金については、期末手当の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の二・五を乗じて得た額とする。平成十五年三月以前の特別掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三日総行福第六四号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成十八年四月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成十八年四月分以後の標準報酬月額について適用し、平成十八年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年二月二八日総行福第六九号）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成十九年四月一日から施行する。

（退職年金の改定に関する経過措置）

- 2 定款第三十一条第一項の改定前の金額は、平成十九年三月三十一日以前に議員として再就職した者については、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第四条及び第五条の例による。

（掛金に関する経過措置）

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成二十年四月分以後の掛金について適用し、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの掛金については、毎月初日現在の議員の報酬月額に基づき、定款第二十一条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十四・五を乗じて得た額とする。平成十九年三月分以前の掛金については、なお

従前の例による。

（特別掛金に関する経過措置）

- 4 変更後の定款第三十四条の二第二項の規定は、平成十九年四月分以後の特別掛金について適用し、同年三月分以前の特別掛金については、なお従前の例による。

附 則 （平成二〇年九月一日総行福第三五七号）

（施行期日）

- この定款の変更は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 （平成二三年五月三二日総行福第二〇九号）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成二十三年六月一日から施行する。

（掛金、特別掛金及び負担金に関する経過措置）

- 2 平成二十三年五月分以前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年三月十四日総行福第五四号）

（施行期日）

- この定款の変更は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第四条関係）

代 議 員	会員の属する当該都道府県の区域の市数
八 未 満	一人



八	以上十五	未滿
十五	以上二十二	未滿
二十二	以上二十九	未滿
二十九	以上三十六	未滿
三十六	以上	
六人	五人	四人
	三人	二人